

【オーストラリア】連邦裁判官に関する苦情処理制度の整備

海外立法情報調査室・等 雄一郎

* 2012年に2012年裁判所関連法改正(裁判官苦情)法と2012年裁判官非行及び職務執行不能(議会調査委員会)法が制定された。これにより、連邦憲法第72条の連邦裁判官の罷免規定を具体化して、裁判官に関する非行等の苦情を処理するための制度の整備が図られた。

1 立法の背景

連邦憲法第72条は、オーストラリアの最高裁判所に相当する連邦高等裁判所（以下「高裁」）の判事の任命や待遇などを定める。第1項第2号では、高裁判事と連邦議会が設置するその他の裁判所の裁判官の罷免について、総督が罷免権を有する一方、非行や職務執行不能が明らかなことを根拠に同一会期中に罷免を要請する決議を連邦議会の両院が行った場合でなければ連邦裁判官を罷免できないと定める。これは、憲法の権力分立原則における司法権の独立を保障する重要な規定であるが、何をもって「非行や職務執行不能が明らかなこと」とするかなどの具体的な定めはない。

この点については、連邦議会において何度も過去に議論されてきたが、近年では、上院法律及び憲法問題考査委員会が、2009年12月に司法制度と裁判官の役割に関する審査報告書において「裁判官の非行や職務執行不能に関する苦情を調査する必要がある場合、政府が臨時の審判機関設置の措置を講ずる」ことを勧告した。これを受け、2012年12月11日に制定されたのが、2012年裁判所関連法改正(裁判官苦情)法(Act No. 187 of 2012、以下「裁判官苦情法」)と2012年裁判官非行及び職務執行不能(議会調査委員会)法(Act No. 188 of 2012、以下「議会調査委員会法」)の両法である。

両法の制定により、連邦司法制度への国民の信頼が維持され、連邦憲法の核心である権力分立原則の強化に繋がることが期待されている。

2 裁判官苦情法の概要

裁判官苦情法は、高裁判事を除く連邦裁判官の行為に関する苦情処理の仕組みを整備してその透明性を高めるため、1976年連邦裁判所法、1975年家族法及び1999年連邦少額裁判所法を改正し、連邦裁判所長官、連邦家庭裁判所長官及び連邦少額訴訟裁判所長官それぞれの管轄する裁判官に関する苦情処理関連規定を置いた。

具体的には、第1に、「苦情処理」等の用語の定義を各法に追加した。第2に、各長官の責務として、管轄の裁判官に関する苦情の処理と苦情処理に当たる他機関との調整という2つの責務を追加した。第3に、この「苦情処理に当たる他機関」として、条文上に規定はないが、各長官が設置する上級裁判官2人と非裁判官1人から成る「行為委員会」が想定されている。政府の法案趣旨説明書では、法定外のこの枠組みにより連邦裁判官に関する苦情を各長官の管轄内で調査し迅速に処理することができ、また、

重大と判断される苦情については議会調査委員会法の手続に委ねることになると説明している（注1）。第4に、苦情処理のため、各長官には、管轄の裁判官の公務遂行に伴う苦情を処理し、裁判所に対する公衆の信頼を維持するのに必要な合理的措置をとる権限が付与され、当該裁判官の職務を一時的に裁判事務以外に限る措置もとれることになった。これは服務上の措置ではなく、裁判の円滑な運営のための措置である（注2）。第5に、上記の3法以外に1982年情報自由法を改正して、関係者のプライバシー保護のため、苦情処理に関連して作成される文書を情報公開の適用除外とした。

高裁判事と連邦裁判所長官など3長官を裁判官苦情法の対象としないことに批判があったが、政府は、いずれも憲法第72条及び議会調査委員会法の主な対象であって、司法府内での苦情処理を定める裁判官苦情法の対象にはなじまないと説明した（注3）。

3 議会調査委員会法の概要

議会調査委員会法は、高裁判事を含む特定の連邦裁判官に関する非行又は職務執行不能の告発に関し、連邦議会両院が調査の実施を同一会期に決議した場合に設置される議会調査委員会について定める。同委員会は、ニューサウスウェールズ州の類似組織が常設機関であるのに対し、特定事案ごとに設置される臨時機関とされた。それは、連邦裁判官に関する日常的な苦情は裁判官苦情法により処理されることから、連邦議会の審議を要する重大な苦情の発生頻度は高くないと予想されるためである（注4）。

同法は、全83条から成り、議会調査委員会の権限、構成、調査方法、罰則等を定める。同委員会は、3人の委員で構成され、首相が野党第1党党首と協議して任命する。委員は現職連邦裁判官であってはならないが、少なくとも1人は元裁判官でなければならない。同委員会は、連邦議会の憲法上の裁判官罷免権を侵すことなく、特定の連邦裁判官の非行等に関して事実に基づく調査を行い、両院議長に報告する義務を負う。

注（インターネット情報は2013年4月19日現在である。）

- (1) Courts Legislation Amendment (Judicial Complaints) Bill 2012 Explanatory Memorandum, 2012, pp.1-3.<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4767_ems_a31f7ad4-aa87-481f-b76d-bef487a0c866/upload_pdf/366256.pdf;fileType=application%2Fpdf>
- (2) *ibid.*, p.10.
- (3) Senate Legal and Constitutional Affairs Reference Committee, *Report of Courts Legislation Amendment (Judicial Complaints) Bill 2012 and Judicial Misbehaviour and Incapacity (Parliamentary Commission) Bill 2012*, 2012, pp.18-19.
<http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Committees?url=legcon_ctte/completed_inquiries/2010-13/judicial_complaints/report/index.htm>
- (4) Monica Biddington, “Judicial Misbehaviour and Incapacity (Parliamentary Commission) Bill 2012,” *Bills Digest* No. 171 2011-12, 2012, pp.4-5.
<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/1738451/upload_binary/1738451.pdf;fileType=application/pdf>